【薬局・店舗販売業の皆様へ】

指定濫用防止医薬品の販売規制が強化されます

令和8年5月1日施行

① 確認が必要な対象成分（全８種）

- 令和8年追加 ジフェンヒドラミン
- 令和8年追加 デキストロメトルファン
- エフェドリン
- ジヒドロコデイン ※ジヒドロコデインセキサノール又はリン酸ヒドロコデインセキサノールを含む
- コデイン
- プソイドエフェドリン
- ブロモバレリル尿素
- メチルエフェドリン

※水和物・塩類を含む（外用剤・生薬を主たる有効成分とする製剤は除く）

② 購入希望の数量と年齢に応じた販売対応

	18歳未満	18歳以上
大容量製品 及び **複数購入**	**販売不可**	**対面等で販売時に確認**
小容量製品	**対面等で販売時に確認**	通常の購入時に確認

③ 販売時の確認事項と情報提供

- ☑ **年齢及び氏名**（氏名は18歳未満の場合）
- ☑ **他の医薬品の使用状況**
- ☑ **購入理由**（大容量・複数個購入の場合）
- ☑ **他店を含めた指定濫用防止医薬品の購入・譲受状況**
- ☑ **適切な使用であることを確認するために必要な事項**

・OTC医薬品としての区分に応じた情報提供
・濫用した場合における保健衛生上の危害が発生するおそれがある旨
・情報提供の際は書面（フリップや掲示物、製品の包装表示）等を用いる

状況に応じた情報提供を行い、購入者の理解と質問の有無を確認してください。

④「対面等」の具体的な方法

対面 ✓
フリップや掲示物を用いた確実な情報提供

ビデオ通話 ✓
映像と音声で相互状態をリアルタイムで確認できるシステム
※漏洩リスクの説明必須

電話のみ ✕
相手の映像が確認できないため**不可**

チャット・メール ✕
リアルタイムの相互確認ができないため**不可**

⑤指定濫用防止医薬品の陳列方法

第２類医薬品及び第３類医薬品については、以下のいずれかの措置を講じる義務があります

方法１
施錠ケース内
又は**空箱陳列**
直接手が触れられない陳列設備

方法２
情報提供設備から
７m以内
薬剤師等を継続的に配置し、死角は避ける

方法３
指定濫用防止医薬品
陳列区画内部への陳列
1.2m以内への侵入防止

⑥手順書の作成

販売又は授与の方法
対面やビデオ通話を用いた販売時の対応等

情報提供及び確認事項
確認事項やリスク等の情報提供を踏まえた販売可否の一連の流れ

陳列方法・一時的な離席時の対応
陳列方法、離席時の具体的な補完的対応を規定

頻回購入・多量購入への対応
販売記録の作成、帳簿等を用いた申し送り等

⑦薬局及び店舗における掲示

薬局又は店舗内の見やすい場所に掲示

- ✓ 指定濫用防止医薬品の定義と解説
- ✓ 表示に関する解説
- ✓ 情報提供に関する解説
- ✓ 陳列等に関する解説
- ✓ 購入時に薬剤師又は登録販売者に相談を勧める旨

【特定販売（インターネット販売等）の場合】
- ✓ 広告時（ホームページ等）に上記を見やすく表示すること

<お問合せ先>　徳島県保健福祉部薬務課　０８８－６２１－２２３２

徳島保健所	０８８－６５２－５１５２	吉野川保健所	０８８３－３６－９０１６
阿南保健所	０８８４－２８－９８７０	美波保健所	０８８４－７４－７３４２
美馬保健所	０８８３－５２－１０１１	三好保健所	０８８３－７２－１１２１